

特別児童扶養手当等の改定

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

物価変動に伴い、4月分から障害にかかる各種手当の月額が引き上げられます。

各種手当は、日常生活で常に介護を必要とする「重度の障害」があり、在宅で生活されている方が対象です。

新たに受給するためには申請が必要となります。

詳しくはお問い合わせください。

手当種類		金額 (月額)
特別児童扶養手当	1級	58,450円
	2級	38,930円
特別障害者手当		30,450円
障害児福祉手当・経過的福祉手当		16,560円

※1人あたりの金額です。

※所得制限があります。



宿毛市 HP

国保の切替手続き

問 市民課 ☎ 62-1233

就職や退職などで保険の切り替えがあった場合は、14日以内に届け出てください。マイナ保険証を持つ方も手続きが必要です。

- 持参物**
- 加入 (退職時) : 資格喪失証明書など
 - 脱退 (就職時) : 職場の健康保険・国保の資格確認書または資格情報のお知らせ

※届出が遅れると医療費全額自己負担や国保税の遡及納付、二重払いが生じます。

離職された方

特定の離職理由に該当する方は、申請により国保税の軽減を受けられる場合があります。

詳細は税務課 (☎ 62-1238) までお問い合わせください。



宿毛市 HP

後期高齢者の保険料

問 市民課 ☎ 62-1233

納め忘れにご注意を!

後期高齢者医療保険料が未納の方へ督促状等を送っていますので、至急納付をお願いします。

納付書を紛失した方はご連絡ください。



「仮徴収」が始まります

4・6・8月の年金から仮算定額が天引きされ、年間保険料決定後(7月)に仮徴収分を差し引いた額を納めていただきます。

●新たに天引きとなる方

令和7年6月24日(火)～10月2日(木)に加入し、年金年額180,000円以上で、介護保険料と合わせた1期あたりの保険料額が年金受給額の半分以上の方

●すでに天引きの方

原則、2月と同額が天引きされます。